

伊勢市男女共同参画推進に係る表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢市男女共同参画推進条例（平成19年伊勢市条例第8号）第14条に規定する表彰（以下「表彰」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、市内に活動の拠点を置くもののうち、次に掲げるものに対し行うものとする。

- (1) 女性の能力活用又は職域拡大のため、人材の登用等を通じ積極的に女性の社会参画に取り組んでいるもの
- (2) 家庭生活とこれ以外の職業生活、地域生活その他の生活との両立ができる環境整備を実践しているもの
- (3) 子育てと仕事の両立のための環境整備の一環として、地域の子育て支援に積極的に取り組んでいるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の気運醸成又は環境づくりに積極的に取り組んでいるもの

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体その他の公的機関は、表彰の対象としない。

(応募及び推薦)

第3条 市長は、表彰の対象となるものを募集するものとする。

- 2 表彰を受けようとするものは、別に定める伊勢市男女共同参画推進事業者等表彰応募用紙に関係書類を添付して、市長に提出するものとする。
- 3 表彰を受けるものを推薦しようとする者は、別に定める伊勢市男女共同参画推進事業者等表彰推薦書に関係書類を添付して、市長に提出するものとする。

(決定)

第4条 市長は、前条第2項の規定による応募をしたもの又は同条第3項の規定による推薦をされたもののうちから、表彰を受けるもの（第6条において「被表彰者」という。）を決定するものとする。

(表彰回数)

第5条 表彰は、一の団体又は個人につき、1回とする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、被表彰者に賞状を授与して行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。